

# 「国の庁舎におけるAEDの周知・管理等に関する調査」の結果に基づく改善意見の通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【通知先】厚生労働省【通知日】令和5年11月8日【回答日】令和6年12月2日（改善状況は令和6年10月1日現在）

総務省九州管区行政評価局は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の円滑・確実な利用環境の確保を目的として、九州5県（福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県）の国の行政機関を抽出（※）し、庁舎内に設置されているAEDの設置情報の登録状況、管理状況等を調査し、令和5年11月に調査結果を公表

総務省行政評価局は、上記調査結果を踏まえ、同年11月に厚生労働省に対して、改善意見を通知

今回、厚生労働省に対し、改善措置状況のフォローアップを実施したところ、以下の対応を確認

※ 法務局（地方法務局、法務支局及び出張所）、国税局（税務署）、労働局（公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。））の計38機関

## 改善通知（主な調査結果）

厚生労働省に対し、以下の事項を通知

- 「財団全国AEDマップ」（※）へのAED設置情報の登録の必要性について、各府省に周知徹底すること

※ 日本救急医療財団が運用するAED設置情報提供サービス  
厚生労働省は各府省にAED設置情報の登録・更新を要請している

<主な調査結果>

- ◆ 調査対象機関の一部で「財団全国AEDマップ」に正確な情報が表示されていないものあり
- 情報更新のルール（機器更新時は再登録が必要等）が十分浸透していない

- AEDの適切な管理等の実施について、省内に周知徹底すること

<主な調査結果>

- ◆ 調査したハローワークの一部でAEDの点検が未実施
- 厚生労働省は、平成21年に各府省に対し、日常点検の徹底等について通知しているが、厚生労働省内への周知は確認できず

## 改善措置状況

厚生労働省は、以下の改善措置を実施

- AED設置情報の登録の必要性等について、令和5年11月に各府省に改めて周知した。  
また、省内に対して適切な登録を行うよう通知した。

<上記改善措置後の状況（当省確認結果）>

- ◆ 九州5県のAEDを設置・管理している全てのハローワーク（55か所）で「財団全国AEDマップ」に正確な情報が登録されていることを確認したと回答

- AEDの適切な管理等の実施について、令和5年11月に省内に周知した。  
同年12月には都道府県労働局に対し、「AEDの適切な管理に係る取扱要領」を示し、適切な管理等の徹底を指示した。

<上記改善措置後の状況（当省確認結果）>

- ◆ 九州5県のAEDを設置・管理している全てのハローワーク（55か所）において、日常点検等を実施していると回答

# 国の庁舎における AED の周知・管理等に関する調査の結果に基づく 改善意見の通知に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

## 【総務省九州管区行政評価局による調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和5年4月～11月
- 2 対象機関 調査対象機関：福岡法務局、福岡国税局、熊本国税局、福岡労働局、長崎労働局、熊本労働局、大分労働局、鹿児島労働局  
※ このほか、九州5県（福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県）に所在する①地方法務局、法務支局及び出張所（以下「地方法務局等」という。）、②税務署、③公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に対しても、「財団全国AEDマップ」の認知状況等を調査

関連調査等対象機関：熊本市

※ 上記調査を行う過程で、総務省消防庁、厚生労働省、一般財団法人日本救急医療財団からも情報収集を行った。

【通知日及び通知先】 令和5年11月8日 厚生労働省

【回答年月日】 令和6年12月2日 厚生労働省  
※ 改善状況は令和6年10月1日現在

## 【調査の背景事情】

- 令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが5類感染症になり、限られた医療機関でのみ受診可能であったものが幅広い医療機関において受診可能となることなどから、救急搬送や救急医療提供体制への影響が懸念
- 心停止への対処に有効な自動体外式除細動器（以下「AED」という。）は全国に約67万台設置（令和4年3月時点）されており、不特定多数の一般市民が訪れる国の庁舎においても高い割合で設置
- 総務省九州管区行政評価局は、こうしたことを背景に、速やかな応急手当てと救急搬送が必要な心停止への対処に際して、市民が迅速にAEDにたどり着き円滑・確実に使用できる環境にあるかとの観点から、管内の国の庁舎において設置されているAEDに係る設置情報の登録状況、管理状況等について調査を実施

| 通知事項等  | 厚生労働省が講じた改善措置状況   |
|--|---|
| <p><b>1 AEDマップへの登録状況</b><br/>(通知事項)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>「財団全国AEDマップ」へのAED設置情報の登録の必要性について、各府省に周知徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省は、平成21年4月に各府省に対し、「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成21年4月16日付け医政発第0416002号・薬食発第0416002号厚生労働省医政局長及び医薬食品局長連名通知。以下「平成21年通知」という。)を发出し、庁舎 (出先機関を含む。)において設置・管理しているAEDについて、設置情報の登録及び適切な管理の実施を徹底するよう要請</li> <li>○ 一般財団法人日本救急医療財団は、平成27年6月から、ウェブサイトでAEDの設置場所を迅速に把握できる「財団全国AEDマップ」を運用 (※)<br/>※ 現在は、「財団全国AEDマップ」以外にも様々な形態のAEDマップが存在</li> <li>○ 厚生労働省は、平成27年8月に各府省に対し、「自動体外式除細動器 (AED) 設置登録情報の適切な更新等について (依頼)」(平成27年8月25日付け医政発0825第8号厚生労働省医政局長通知。以下「平成27年通知」という。)を发出し、「財団全国AEDマップ」について、AED設置情報の登録・更新を要請</li> </ul> <p>≪総務省九州管区行政評価局の調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した30機関 (※)のうち、「財団全国AEDマップ」において、AEDの設置場所を示すマークが正確な位置に表示されているものは11機関にとどまり、緊急時における「AED設置場所への迅速・的確な誘導」という当該マップ本来の機能が十分発揮できないおそれ<br/>※ 九州5県 (福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島)の中から、来庁者の多い、地方法務局等10機関、税務署10機関、ハローワーク10機関の計30機関を抽出して調査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年11月に各府省に対し、「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (再周知)」(令和5年11月16日付け厚生労働省医政局地域医療計画課及び医薬局医薬安全対策課連名事務連絡。以下「令和5年11月管理適正化の事務連絡」という。)及び「自動体外式除細動器 (AED) 設置登録情報の適切な更新等について (再周知)」(令和5年11月16日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡。以下「令和5年11月設置登録情報の事務連絡」という。)を发出し、庁舎 (出先機関を含む。)に設置しているAEDの設置登録情報の更新について、改めて周知徹底した (※)。<br/>※ 令和5年11月管理適正化の事務連絡は平成21年通知の内容を、令和5年11月設置登録情報の事務連絡は平成27年通知の内容を、それぞれ改めて周知したもの</li> <li>○ 厚生労働省内の各部局に対し、令和5年11月設置登録情報の事務連絡の发出に合わせてAEDの設置情報の登録の必要性について周知徹底した。</li> <li>○ 令和5年12月に都道府県労働局長に対し、「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について」(令和5年12月28日付け地発1228第1号厚生労働省大臣官房地方課長通知。以下「令和5年12月通知」という。)を发出し、「財団全国AEDマップ」を含むAEDの設置場所の地域住民等への周知・公開が適切になされるよう、設置情報の登録、変更時の更新の徹底を指示した。</li> <li>○ なお、厚生労働科学研究「AEDの適切な利用環境の構築に向けた研究」(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業：坂本班)において、AED設置情報の周知状況等について現状把握を行い、ICTを用いたAED設置情報の周知、検索等を行うシステム (心停止が発生した際に、救助者として事前に登録した者に対して最寄りのAEDの場所を通知するシステム)の新規構築も含めた改善策の検討を行っており、この研究結果も踏まえ、関係団体の協力を得ながら、システムの一元化等に向けた検討を進めている。</li> </ul> |

| 通知事項等   | 厚生労働省が講じた改善措置状況   |
|---|---|
| <p>○ 調査した38機関（※）のうち、「財団全国AEDマップ」を知らないものが23機関。一方、当該マップを知っている15機関の中にも、AED更新の際にもAED管理者自身でAED設置情報の登録作業を行う必要があることを知らないものが6機関あり</p> <p>※ 前述の30機関に加え、その上部機関（福岡法務局、福岡国税局、熊本国税局、福岡労働局、長崎労働局、熊本労働局、大分労働局及び鹿児島労働局）8機関に対しても調査</p> <p>○ 各機関における「財団全国AEDマップ」や設置情報の登録作業（※）等に関するルールの認識が不十分</p> <p>※ 登録から8年経過するとマップから表示が消える仕様となっているため、耐用年数経過によりAEDを新品に交換して同じ場所に設置した場合も再度の登録が必要</p> | <p>&lt;上記措置後の都道府県労働局等の取組状況（当省確認結果）&gt;</p> <p>○ 九州管区行政評価局において、九州5県（福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島）の都道府県労働局に対して管内のハローワークにおけるAED設置情報の「財団全国AEDマップ」への登録状況を書面で確認したところ、AEDを設置・管理している全てのハローワーク（計55機関）において、AED設置情報が正確に登録されていることを確認したとの回答を得た。</p> |

| 通知事項等  | 厚生労働省が講じた改善措置状況   |
|--|---|
| <p><b>2 日常点検等の実施状況</b><br/><b>(通知事項)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>AEDの適切な管理等の実施について、省内に周知徹底すること。</p> </div> <p><b>(説明)</b><br/><b>≪制度の概要≫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省は、各府省に対し、平成21年通知を发出し、庁舎（出先機関を含む。）において設置しているAEDについて次の i)、ii) の実施を徹底するよう要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) AED本体の日常点検（インジケータ（※）が正常状態を示していることを確認） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ インジケータ：AEDに異常が発生した場合、ランプが変色又は点滅してこれを知らせるもの</li> </ul> </li> <li>ii) 消耗品であるバッテリー・パッドの交換時期（※）を日頃から把握し、期限の到来前に交換 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 今回調査した機関の多くでは、バッテリーは約4年ごと、パッドは約2年ごとに交換する運用を実施</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p><b>≪総務省九州管区行政評価局の調査結果≫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査した地方法務局等10機関及び税務署10機関では、上部機関（各県の法務局・地方法務局本局、各国税局）から示された指針や要領（平成21年通知の内容を網羅したもの）に基づく運用を行っており、全てこれを遵守して日常点検を実施</li> <li>○ 調査したハローワーク10機関及びその上部機関である九州5県の都道府県労働局のいずれも平成21年通知の内容を認識しておらず、調査したハローワーク10機関のうち、熊本県・鹿児島県の4機関では日常点検を未実施。このうち鹿児島県の2機関ではバッテリー・パッドの交換時期も未把握</li> <li>○ 平成21年通知を踏まえた厚生労働省内における周知状況を確認したところ、全国の都道府県労働局に対する周知等は未確認</li> </ul> | <p>厚生労働省が講じた改善措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省内の各部局に対し、令和5年11月管理適正化の事務連絡の发出に合わせてAEDの適切な管理等の実施について周知徹底した。</li> <li>○ 都道府県労働局長に対し、令和5年12月通知を发出し、AEDの管理体制や日常点検の方法等を内容とする「AEDの適切な管理に係る取扱要領」を示すとともに、AEDの適切な管理及び有効活用の実施について周知した。</li> <li>○ なお、AEDの適切な管理等に関する情報を掲載した厚生労働省のウェブサイト（AEDを点検しましょう！）及び啓発用リーフレットを見直し、AEDの点検の重要性、耐用年数経過後の買換えの促進、廃棄方法をより詳細に記載した内容とした。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;上記措置後の都道府県労働局等の取組状況（当省確認結果）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 九州管区行政評価局において、九州5県（福岡・長崎・熊本・大分・鹿児島）の都道府県労働局に対し、管内のハローワークにおけるAEDの日常点検の実施状況等を書面で確認したところ、AEDを設置・管理している全てのハローワーク（計55機関）において、次の対応がとられているとの回答を得た。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理責任者及び点検担当者を配置</li> <li>・ 1日1回インジケータのランプを確認する等により日常点検を実施</li> <li>・ 日常点検結果の記録</li> <li>・ 消耗品の交換時期の把握</li> </ul> </li> </ul> </div> |